

Intellectual Property

Newsletter No.111

Contents

法改正

発明の構成要素の一部が国外に存在する場合の特許権の効力に関する立法が見送られました

特許侵害

独占的通常実施権侵害に特許法102条2項の類推適用を認めた事例

東京地裁(46部)令和7年12月17日判決〔仮設防護柵事件〕

審決取消

数値範囲が特定された主引例に対して数値範囲が不明な副引例の構成を適用する動機付けを否定した事例

知財高裁(1部)令和8年1月15日判決〔活性エネルギー線硬化性樹脂組成物事件〕

商標

「マイクロブタカフェ」との商標が商標法3条1項3号に該当するとされた事例

知財高裁(2部)令和7年12月23日判決〔マイクロブタカフェ事件〕

不正競争

トートバッグ及び財布につき商品形態模倣の成立が否定された事例

大阪地裁(21部)令和7年11月13日判決〔トートバッグ・財布形態模倣事件〕

お知らせ

事務所NEWS・執筆情報のご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

法改正

発明の構成要素の一部が国外に存在する場合の特許権の効力に関する立法が見送られました



平野 恵稔

PROFILE [はこちら](#)

1. はじめに

ネットワーク関連発明について属地主義の原則¹が厳格に解され、発明の構成要素の一部が国外に存在するだけで日本国内における特許発明の「実施」と評価できないとすると、ネットワーク中のサーバーの一部を外国に設置するだけで容易に特許侵害が回避されてしまいます。この種の問題は、2019年(令和元年)11月14日第35回産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会(以下「特許小委員会」といいます)で「[AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の検討に向けて](#)」において、ネットワーク関連発明に複数実施主体がかかわるケースで「誰が実施者か」をどう適切に認定するかという形で検討が始まりました。2022年(令和4年)の特許庁政策推進懇談会では、これらの問題について、具体的な法改正の在り方について検討を深める必要があるとされました。

その後、2022年(令和4年)7月20日に属地主義を柔軟に解した[ドワンゴ対FC2第1事件の控訴審判決](#)²が出されたことを踏まえ、特許庁は、2022年(令和4年)度に「[プログラム関連発明における国境を跨いで構成される実施行為及び複数主体により構成される実施行為に対する適切な権利保護の在り方に関する調査研究](#)」、2023年(令和5年)度に「[国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護の在り方に関する調査研究](#)」を実施し、それぞれ報告書を出しました。2023年(令和5年)5月26日には[同第2事件の控訴審大合議判決](#)³が出されましたが、特許

庁ではこれら調査研究の結果から、「権利保護の予見性に懸念を有する者が多数であり、法改正による明確化が必要」であるとの意見が多数であるとして、特許庁政策推進懇談会において議論をし、2024年(令和6年)の中間整理で、特許小委員会で集中的に検討して法改正するとの方向性を定めました。

2. 特許小委員会での議論がはじまる

これを受けて、第50回(2024年11月6日)特許小委員会からドワンゴ事件と仮想事例を用いた立法化の検討が始まり、①発明の実施行為の「一部」が国内であって、②発明の「技術的効果」と③「経済的効果」が共に国内で発現していることを要件とすることが提案されました。

3. ドワンゴ事件最高裁判決

2025年(令和7年)3月3日にドワンゴ対FC2の[第1事件](#)⁴、[第2事件](#)⁵の最高裁判決が出されました。ドワンゴ判決第2事件では、「我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められるが、電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、構成要件の一部が我が国の領域外のものである場合、常に我が国の特許権の効力が及ばず、実施行為に当たらないとすれば、「特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない」として、

¹判例(最判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁)では特許権についての属地主義の原則とは、①各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、②特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味する、とされており②の属地主義が問題となっています。

²民集79巻3号861頁。控訴審において、米国のサーバーから日本国内のユーザーにプログラムを配信する行為が、特許法2条3項1号にいうプログラム等の「提供」に該当するかが主な争点となりました。

³判例集未登載。米国にあるサーバーと国内にある端末とで構成されるシステムの「生産」行為について、日本国内における「生産」に該当するかが争点となりました。

⁴令和5年(受)第14号・第15号・判時2631号75頁

⁵令和5年(受)第2028号・判時2631号97頁

[次ページへ続く](#)

「システムを構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみて、当該行為が実質的に我が国の領域内における「生産」に当たると評価されるときは、これに我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はないというべきである。」とし、「外形的には、本件システムを構築するための行為の一部が我が国の領域外にある」としても、システム全体からは「本件配信による本件システムの構築は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程としてされ、我が国所在の端末を含む本件システムを構成した上で、我が国所在の端末で本件各発明の効果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はないといえる。」

「そして、被上告人が本件特許権を有することとの関係で、上記の態様によるものである本件配信やその結果として構築される本件システムが、被上告人(筆者注:特許権者)に経済的な影響を及ぼさないというべき事情もどうかかわれない。」ことを理由に、「上告人は、本件配信及びその結果としての本件システムの構築によって、実質的に我が国の領域内において、本件システムを生産していると評価するのが相当である。」としました(下線は筆者)。第1事件でも同様のロジックで米国のサーバーから日本国内のユーザーにプログラムを配信する行為が、特許法2条3項1号にいうプログラム等の「提供」に該当すると判断しました。

4. その後の特許小委員会の議論

特許小委員会では、最高裁は、①「技術的效果が直接的に国内に発現していることが必要」、②「経済的效果については、「特許権者に経済的な影響が国内で発現していない」という具体的な事情があれば侵害が否定され得る」、③「実施行為の一部が国内でなされていなければならないかについては議論していない、と分析しました。

立法化にあたり、③を要件とするかについて、特許小委

員会では意見が分かれました。この要件を必要とする理由としては、①属地主義の原則からすると過剰な保護となる、②仮に他国が同様の制度的措置を実施した場合に、日本の事業実施者が不測の侵害リスクを負う懸念がある、③当該侵害リスクを回避するために、日本国内でしか事業の実施予定がない場合であっても、ネットワーク上接続される各国の特許権についてクリアランスを行う必要が生じ、事業者にとって過度な負担となるおそれがある、④複数の国の特許権侵害リスクに同時にさらされる、というものでした。また、これを不要とする理由は、①SaaSのようなサーバーで実質的に処理が完結するようなサービス等、比較的新しいサービス形態の保護が不十分になるおそれがある、②最高裁で特段議論されていない要件を課して我が国特許権の権利行使の幅を狭めるようなことには慎重であるべき、③発明の重要部分と何ら関係のない部分を特許の請求項に含めてこの要件を充足してしまうことになれば要件として形骸化してしまう、というものでした。

そして、第55回(2025年11月28日)特許小委員会では、仮にこの要件を設ける場合は、適切な結論を得るために引き続き慎重に国内外の、技術の進展、ビジネス実態、議論・裁判例の状況などを注視していく必要があるとして、拙速にルールを確定することを避けるべきという結論を出し、法改正は見送られることになりました。そして、まずは、柔軟に対応可能な措置として、これまでに立法化を目指して行われた議論を整理し、現行法を前提とした一定の考え方の整理を作成、公表していくことになりました。

5. まとめ

この段階で日本の特許権の効力を狭めてしまうような拙速な立法が見送られ、従来積み重ねられた議論が「考え方の整理」として公表されることを歓迎したいと思います。この問題は、これからも多くの議論を呼ぶ重要な問題ですので、今後の国内外の状況に注目する必要があります。

[目次へ戻る](#)



特許侵害

独占的通常実施権侵害に特許法102条2項の類推適用を認めた事例



手代木 啓

PROFILE [はこちら](#)

東京地裁(46部)令和7年12月17日判決(令和3年(ワ)第29254号)裁判所ウェブサイト
〔仮設防護柵事件〕

1 事案の概要

本件は、原告X1及びX2(「Xら」)が被告Yに対し、Y製品の貸渡しによって、Z(その後X1に吸収合併)が有していた発明の名称を「仮設防護柵及び仮設防護柵組立工法」とする特許(特許第3193356号。「本件特許」)に係る特許権(「本件特許権」)及びXらの独占的通常実施権が侵害されたと主張して、Xらの独占的通常実施権の侵害の不法行為に基づく損害賠償請求、及びX1が承継したZの特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求を求めた事案です。

2 争点とこれに対する裁判所の判断

本件特許に係る発明(「本件発明」)は、いわゆる工事現場で用いられるガードレールに関するもので、断面が部材からなる基礎(土台)にガードレールの上部を収納できるようにしたことで組立作業の効率を向上させ、運搬コストを低減したのですが、特許権者であったZはグループ企業であるXらに対して、本件特許についての通常実施権を許諾し、Xらは本件発明の実施品であるX製品のレンタル事業を行っていました。他方、被告は、道路工事の受注に際して、Y製品の貸渡しを行っていました。Y製品が本件発明の技術的範囲に属することについては争いありません。

本件の争点は、①Xらが独占的な通常実施権の許諾を受けたか、②独占的通常実施権の侵害による損害の2点です。

まず、①について、Yは、Xらの双方に実施権が許諾されていることから、独占的通常実施権とはいえ、法律上保護される利益には当たらないと主張しましたが、裁判所はこれを退けました。裁判所は、Zがグループ企業であるXらに対して、Xら以外の者には実施権を許諾しないことを前提に通常実施権を許諾したという経緯があること、現にZは第三者には実施許諾をしていないことから、Xらは、第三者との関係

で独占的な通常実施権の許諾を受けたと判断しました。

したがって、YによるY製品の貸渡行為は、Xらの独占的通常実施権を侵害する不法行為であると判示されています。

次に、②について、裁判所は、以下のとおり判示して、独占的通常実施権の侵害に係る損害立証にも特許法102条2項の類推適用を肯定しました。

・特許法102条2項は、特許権者及び専用実施権者による損害額の立証等には困難が伴い、その結果、妥当な損害の填補がされないという不都合が生じ得ることに照らして、侵害者が侵害行為によって利益を受けているときは、その利益の額を特許権者及び専用実施権者の損害額と推定するとして、立証の困難性の軽減を図ったものであり、特許権者及び専用実施権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、同項の適用が認められると解すべきである。

これを前提に裁判所は、Xらの独占的通常実施権侵害に係る損害について、Yが侵害行為により受けた利益(限界利益)の額をベースに、Xらが独占的通常実施権者であることから、XらがZに支払うべき本件特許権の実施料相当額を控除した額を損害額として推定しました。

なお、Xらは、Xらが一体となってガードレールのレンタル事業を展開していたことを理由として、Xらの損害額全額についてXらが各自請求することができる(連帯債権)ことを主張しましたが、裁判所は、Xらが各自の独占的通常実施権に基づいて、それぞれ顧客に対しガードレールを貸し渡していたことから、特許法102条2項の類推適用により算定される損害額のうち、一方の原告の独占的通常実施権の侵害に係る損害額に相当する部分については、他方の原告の独占的通常実施権の侵害に係る損害との相当因果関係が阻害される関係にあるとして、当該Xらの主張については

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

採用しませんでした。

3 まとめ

独占的通常実施権は、特許法上は通常実施権に過ぎませんが、その独占的な地位は特許権に由来するものであって、その保護を図ることは特許権の活用促進と、特許権者の利益にも資するものですので、独占的通常実施権者は、これを侵害された場合に損害賠償請求が可能であるとするのが裁判例の立場です。本判決も、独占的通常実施権者に固有の損害賠償請求権を認めただうえで、独占的通常実施権の侵害に係る損害立証に特許法102条2項が類推適用されるという従来裁判例の立場を踏襲するものです。

他方で、独占的通常実施権は、専用実施権のような物権的な権利ではないことから、独占的通常実施権者固有の権利として差止請求をすることまではできないと解されています。もっとも、固有の権利ではなく、特許権者が第三者による特許権侵害行為を放置して独占的通常実施権者の独占的地位が害されている場合に、独占的通常実施権者が特許権者の差止請求権を代位行使できるかについては、これを肯定する裁判例と否定する裁判例とに分かれており、学説上も定見をみない状況です。

以上のとおり、独占的通常実施権者が行使できる権利に関する考察の一助になると考え、本判決をご紹介します。次第です。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審決取消

数値範囲が特定された主引例に対して数値範囲が不明な副引例の構成を適用する動機付けを否定した事例



古庄 俊哉

PROFILEはこちら

知財高裁(1部)令和8年1月15日判決(令和7年(行ケ)第10039号)裁判所ウェブサイト
〔活性エネルギー線硬化性樹脂組成物事件〕

1. 事案の概要

本件は、原告X(特許権者)が保有する「活性エネルギー線硬化性樹脂組成物、ハードコート積層フィルム、及びガラス外貼り用フィルム」に関する特許(特許第7353441号)に対し被告Y(特許庁)が異議申立てに基づき下した特許取消決定について、Xが取消しを求めた事案です。

Yは、第三者からの特許異議申立てに対し、Xによる訂正を認めた上で、請求項1~7、9、10に係る特許を取り消し、請求項8のみを維持する決定(「本件決定」)を行いました。取消の理由は、本件訂正発明1~7、9、10が、引用例2(甲2:特開2013-216774号公報)及び引用例1(甲1:特開2001-246687号公報)等に基づいて当業者が容易に発明できた(進歩性欠如)というものでした。

本件決定を不服として、Xは本件決定のうち特許を取り消した部分の取消しを求める本件訴訟を提訴しました。

2. 本件の争点

本件の主な争点は、進歩性の判断(特に、ハードコート積層フィルムのアンカーコートの構成に関する相違点2に関する判断)の誤りの有無です。相違点2に係る本件訂正発明1の構成、主引例である甲2発明の構成、副引例である甲1の記載事項は、それぞれ以下のとおりです。

本件訂正発明1

▶ アンカーコートが、1分子中にベンゾトリアゾール骨格、ト

リアジン骨格、及びベンゾフェノン骨格からなる群から選択される1種以上の骨格を1個以上有する(メタ)アクリレート由来の構成単位を含む重合体を含む。

甲2発明

- ▶ アンカーコート層が、最大吸収波長が360nm以上400nm以下である紫外線吸収剤を含む。
- ▶ 甲2には、アンカーコートに用いる紫外線吸収剤としては、最大吸収波長が360nm以上400nm以下であるものの中から適宜選択すればよいが、ベンゾフェノン系が好ましい旨が記載されている。

甲1記載事項

- ▶ 実施例として、ポリエチレンテレフタレートフィルムの片面にA層(紫外線吸収層)及びB層(耐候性表面硬化層)を順に積層し、A層の塗料組成物として、「2-(2'-ヒドロキシ-5'-メタクリロキシエチルフェニル)-2H-ベンゾトリアゾール(30wt%)共重合メチルメタクリレート」(これは、相違点2に係る本件訂正発明1の「ベンゾトリアゾール骨格、トリアジン骨格、及びベンゾフェノン骨格からなる群から選択される1種以上の骨格を1個以上有する(メタ)アクリレートに由来する構成単位」に当たる。)が含まれる構成の光触媒コート用積層フィルムが記載されている。しかし、紫外線吸収剤の最大吸収波長を読み取ることができない記載はない。

¹ 本件決定において認定された相違点2は以下のとおりです。

本件訂正発明1は「上記アンカーコートは、1分子中にベンゾトリアゾール骨格、トリアジン骨格、及びベンゾフェノン骨格からなる群から選択される1種以上の骨格を1個以上有する(メタ)アクリレートに由来する構成単位を、全構成モノマーに由来する構成単位の総和を100モル%として、1モル%以上の量で含む(P)重合体を含む第2の塗料からなり;ここで、上記(P)重合体から、反応性シール基を有するモノマーを、全モノマー成分を100質量%として、50~90質量%の量で重合してなるものを除くものとする」のに対して、甲2発明は「アンカーコート層」が「最大吸収波長が360nm以上400nm以下である紫外線吸収剤を含む」点。

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

本件決定において、Yは、甲2発明におけるアンカーコートとして甲1記載事項のものを採用することは、当業者が容易に想到できたものであるなどと判断して、本件訂正発明1の進歩性を否定しました。

Yの判断に対し、Xは、「アンカーコート層に含ませる紫外線吸収剤の最大吸収波長が「360nm以上400nm以下である」ことは、甲2発明における技術的思想の中核部分であり必須の構成といえるから、これを失わせることは、甲2発明の目的を失わせるものである」、「当業者は、最大吸収波長の数値範囲を必須の構成とする甲2発明に、最大吸収波長の記載がない甲1吸収剤を採用しようと試みることはないから、甲2発明に甲1記載事項を適用する動機付けはない」として、Yの本件訂正発明1の進歩性判断には誤りがあると主張しました。

3. 裁判所の判断

知財高裁は、Xの主張する取消事由には理由があるとして、本件決定を取り消しました。知財高裁の判断の概要は、以下のとおりです。

知財高裁は、主引用例である甲2発明が、紫外線の吸収特性や熱線の吸収特性といった課題を解決するために、「アンカーコート層及びハードコート層の紫外線吸収剤の最大吸収波長を各層で特定範囲に設定」する構成を採用している点に着目しました。

「甲2発明は、紫外線の吸収特性、熱線の吸収特性、耐傷付き性、透明性、耐候性、塗膜密着性に優れるガラス外貼り用フィルムを提供することを課題とし、これを解決するため、ポリエチレンテレフタレートフィルム的一方の面にアンカーコート層及びハードコート層を積層し、他方の面に熱線吸収剤を含む裏面コート層及び粘着層を積層したガラス外貼り用フィルムにおいて、ポリエチレンテレフタレートフィ

ルム、アンカーコート層及びハードコート層の全てに紫外線吸収剤を配合するとともに、紫外線吸収剤の最大吸収波長を各層で特定範囲、具体的には、アンカーコート層において360nm以上400nm以下、ハードコート層において200nm以上360nm未満に設定し、かつ、ハードコート層において紫外線吸収剤が樹脂成分と結合してなる構成としたものである。」

その上で、副引用例である甲1には、紫外線吸収剤に相当する「2-(2'-ヒドロキシ-5'-メタクリロキシエチルフェニル)-2H-ベンゾトリアゾール」の最大吸収波長を読み取ることができる記載はないと認定し、甲2発明のアンカーコートに用いる紫外線吸収剤として、甲1記載の紫外線吸収剤(甲1吸収剤)を採用することについて、次のように判示し、当業者が、本件優先日当時、甲2発明及び甲1の記載に基づいて、相違点2に係る本件訂正発明1の構成に容易に想到できたということではできず、これを容易に想到できるとした本件決定には誤りがあると判示しました。

「アンカーコートに用いる紫外線吸収剤として、最大吸収波長が360nm以上400nm以下であるものの中から適宜選択すればよいとされる甲2発明に接した当業者が甲1の記載に接したとしても、最大吸収波長が明らかではない甲1吸収剤を、甲2発明のアンカーコートに用いる紫外線吸収剤として採用する動機付けがあるとはいえず、これを左右する技術常識等も認められない」。

4. コメント

本判決は、甲2発明が、課題解決のための構成として、アンカーコートに用いる紫外線吸収剤の最大吸収波長を特定の数値範囲(360~400nm)に限定していることに着目し、最大吸収波長が明らかではない甲1吸収剤を甲2発明のアンカーコートに用いる紫外線吸収剤として採用する動機付けを否定しました。知財高裁は、本件決定においては、

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士人大江橋法律事務所です。弁護士人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

課題解決のための構成として特定の数値範囲が定められている主引例に対し、その数値範囲を充足するか不明である副引例の構成をあえて採用することができる論理的な理由が示されていないと判断したものと考えられます。

本判決は、課題解決のための構成として特定の数値範囲が規定されている主引例に対して副引例を適用する動機づけの判断の在り方を示した事案として、実務上の参考になるものと思われます。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商標

「マイクロブタカフェ」との商標が商標法3条1項3号に該当するとされた事例



秋田 康博

PROFILE [はこちら](#)

知財高裁(2部)令和7年12月23日判決(令和7年(行ケ)第10079号)裁判所ウェブサイト
〔マイクロブタカフェ事件〕

1. 事案の概要

Yが商標権者となっている、「マイクロブタカフェ」の文字を標準文字で表してなる商標に係る登録商標(商標登録第6254927号。「本件商標」)の指定役務のうち、指定役務「カフェテリアの事業の管理」、「愛玩動物の供覧、動物と触れ合うことを目的とした娯楽施設の提供」について、Xが商標登録無効審判請求をしたところ、特許庁は不成立審決(「本件審決」)をしました。本件は、本件審決を不服としたXが、本件審決の取消しを求めて提起した審決取消訴訟です。

2. 争点

本件の争点は、本件商標が商標法3条1項3号(記述的商標)に該当するか否かです。

3. 本件審決での特許庁の判断

上記争点に関して、特許庁は、以下のとおり述べて、商標法時3条1項3号該当性を否定しました。

- ▶ 「マイクロブタ」は、正式な品種ではなく「ミニブタ」の愛称の一つであること、日本における「マイクロブタ」に関する記事等が限定的であること等から、登録査定時(令和2年5月8日)において、一般の需要者等において、「マイクロブタ」の語が広く認識されていたとは認められない。
- ▶ 触れ合う動物の名を冠した「〇〇カフェ」の表示が一般の需要者に認識される場合があるとしても、「マイクロブタ」の語と「カフェ」の語を組み合わせた本件商標は、指定役務の質を表示記述するものとはいえない。

4. 裁判所の判断

裁判所は、以下のとおり判示して、本件商標が商標法3条1項3号に該当するとして、本件審決を取り消しました。

- ✓ 「マイクロ」と「ブタ」が結合した文字部分からは「超小型の豚」の観念が生ずる。
- ✓ ミニブタよりも小型の豚である「マイクロブタ」は、平成20年頃から、イギリスなどでペットとして販売されるようになり、遅くとも平成24年頃には日本で紹介されていた。
- ✓ 「マイクロブタ」は、日本でも、平成27年以降、ペットとして注目されるようになり、平成30年から登録査定時までの間に、マイクロブタの特徴、飼育の様子等を紹介する記事や動画がウェブサイト上に多数投稿されてきた。
- ✓ 「マイクロブタ」は、家畜としての普通の豚はもとより、「ミニブタ」とも区別されていた。
- ✓ 登録査定時において、特定の動物と触れ合うことのできる喫茶店は、既に、動物の名称を冠して「〇〇カフェ」などと呼称され、平成31年春にはマイクロブタと触れ合うことのできる喫茶店も開店していた。
- ✓ 「マイクロブタカフェ」は、「超小型の豚」である「マイクロブタ」と触れ合うことのできる喫茶店を意味する語として、本件審判請求に係る指定役務の取引者、需要者に一般に認識されるに至っていたものと認めるのが相当である。
- ✓ 本件商標や指定役務の取引の実情に照らすと、本件商標は、役務の態様、提供の方法等を表示記述する標章のみからなるものである。

5. コメント

「マイクロブタ」の語について、特許庁はミニブタの愛称の一つとしたのに対し、知財高裁はミニブタと区別されている(ミニブタとは異なる)ものとしたこと等が、「マイクロブタ」の語の認識に係る評価を分けたように思われます。本件は事例判断にとどまりますが、特許庁と知財高裁の判断が分かれた例として参考になると思われましたので、紹介する次第です。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

不正競争

トートバッグ及び財布につき商品形態模倣の成立が否定された事例



松本 健男

PROFILEはこちら

大阪地裁(21部)令和7年11月13日判決(令和6年(ワ)第10842号)裁判所ウェブサイト
〔トートバッグ・財布形態模倣事件〕

1 事案の概要

本件は、トートバッグ(「原告商品1」)及び財布(「原告商品2」)を販売するXが、Yの販売するトートバッグ(「被告商品1」)及び財布(「被告商品2」)がそれぞれ原告商品1、原告商品2の形態を模倣したものであり、Yによる被告商品1及び被告商品2の販売が不正競争(不正競争防止法2条1項3号)に当たると主張して、不法行為に基づく損害賠償請求を行った事件です。

大阪地裁は、トートバッグ及び財布のいずれについても形態模倣行為と認める前提となる商品形態の実質的同一性(不正競争防止法2条5項)を否定し、Xの請求を棄却しました。

2 本判決の要点

本判決において重要な部分は、原告商品と被告商品の形態の特徴を対比し、実質的同一性について判断した部分です。本稿では、誌面の都合上、トートバッグ(原告商品1と被告商品1)の形態の実質的同一性につき判断した部分に絞ってご紹介します。

本判決は、原告商品1と被告商品1の形態の特徴を、それぞれ以下のとおり認定しました。

【原告商品1の形態】

- ア バッグの前面及び後面の横幅が23センチメートル
開口部を含めると30センチメートル
- イ バッグの高さ(縦の長さ)が19センチメートル
- ウ バッグの外側にはオープンポケットが1つ
- エ バッグの前面及び後面に手持ちのためのハンドルが各1つ
- オ 上記エのハンドル持ち手高が8センチメートル

- カ 上記エのハンドルは生地を2枚合わせにしている。
- キ バッグの内部は4つの仕切られた収納部が存在し、中央部にオープンポケットがある。また、中央部のオープンポケット前方に1つ、後方に2つの収納部が存在し、後方の2つの収納部幅は概ね1:2である。
- ク バッグ前面のハンドルの延長部分に縦約3センチの縦長長方形のタグが存在する。
- ケ バッグ前面上部とバッグ後面上部に各2ヶ所、上記エのハンドルと本体との取付部があり、同取付部に丸型の補強鉋が存在し、「□」及び「×」状の縫目がない。

【被告商品1の形態】

- ア バッグの前面及び後面の横幅は23センチメートルである。
- イ バッグの高さ(縦の長さ)が18.5センチメートル
- ウ バッグの外側にはオープンポケットが1つ
- エ バッグの前面及び後面に手持ちのためのハンドルが各1つ
- オ 上記エのハンドル持ち手高が10.5センチメートル
- カ 上記エのハンドルは生地を2枚合わせにしている。
- キ バッグの内部は4つの仕切られた収納部が存在し、中央部にオープンポケットがある。また、中央部のオープンポケット前方に1つ、後方に2つの収納部が存在し、後方の2つの収納部幅は概ね1:2である。
- ク バッグ前面にタグがない。
- ケ バッグ前面上部、バッグ後面上部に各2ヶ所、上記エのハンドルと本体との取付部があり、同取付部に補強鉋が存在せず、約4センチメートル四方の「□」状の縫目、「×」状の縫目が存在する。

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

その上で、本判決は、原告商品1と被告商品1の形態の実質的同一性について、大要、以下の判断をしました。

- ▶ 原告商品1と被告商品1は、バッグ前面及び後面の横幅が23センチメートルであり(形態ア)、バッグの高さ(縦の長さ)も19センチメートルと18.5センチメートルと、若干の違いはあるものの、その長さないし横幅との比として近似しているほか、外側にオープンポケットがある点(同ウ)、バッグ前面及び後面に手持ちのためのハンドルが各1つあり、2枚合わせの生地である点(同エ、カ)、収納部の形状(同キ)において共通するもので、一見すると、両商品の全体的印象には共通するものがあるように受け止められる部分はある。
- ▶ しかし、原告商品1の販売開始日(令和2年8月頃)より前から、バッグ前面及び後面の開口部を含まない横幅と高さ(縦の長さ)をほぼ上記と同程度(形態ア、イ)とするトートバッグは存在しており、このトートバッグも含め、バッグ前面の外側にオープンポケットを備え、バッグ前面及び後面に各1つの手持ちハンドルを備え、当該ハンドルが2枚合わせの生地からなる(形態ウ、エ、カ)トートバッグも存在していた。加えて、バッグ内部に4つに仕切られた収納部が存在し、中央部にオープンポケットがあるなどの形態(形態キ)についても、バッグ内側で複数に仕分けられた収納機能を備えさせることに伴う形状の域を出ていないといえる上、上記のトートバッグは、ほぼ同様の形態の収納部を備えていたものでもある。このように、原告商品1と被告商品1において共通すると原告が強調する各形態は、いずれも先行する同種商品として、既に同一ないし類似の形態が存在していたものであるから、これらを原告商品1の形態の実質的同一性の判断において、重視することはできない(なお、原告商品1と先行同種商品とで横幅に一定の差異があると見たとしても、トートバッグとしてごくありふれた前面及び後面が長方形という形態を前提に、その横幅に一定の差異があるということとどまるもので、この点での原告商品1と被告商品1との共通性を重視することができないとの評価に違いはない。)

- ▶ 他方、原告商品1と被告商品1は、ハンドルの持ち手高(形態オ)に8センチメートルであるか10.5センチメートルであるかという違いがある上、バッグ前面の縦約3センチメートルの長方形タグの有無(同ク)、ハンドルと本体との取付部の約4センチメートル四方の縫い目の形状及び丸型補強鉤の有無(同ケ)においても相違する。
- ▶ この点、Xは、上記相違点は些細なものであると主張する。しかし、ハンドル本体との取付部の縫い目の形状、同部の補強鉤の有無や、バッグ前面の長方形タグの有無という相違点については、バッグ前面の形態が需要者の最も注目する部分であると解されること、上記縫い目の大きさ(約4センチメートル四方)や長方形タグ(縦約3センチメートル)がバッグ全体の大きさに比して小さいものとはいえないことからすれば、先行する同種商品との比較のもと原告商品1固有の形態といえる部分が限られている中で、商品全体の形態に対する需要者の印象に影響する相違点があるといえる。また、ハンドルの持ち手高が数センチメートル相違する点については、需要者において、これのみで大きく印象を異にするとまでいえるかはともかくとして、上記のように原告商品1固有の形態といえる部分が限られている中で、相違点として軽視することはできない。
- ▶ 以上より、原告商品1と被告商品1の形態は、実質的に同一(不正競争防止法2条5項)であると認めることはできない。

3 結語

以上のとおり、本判決は、「ハンドルの持ち手高(形態オ)に8センチメートルであるか10.5センチメートルであるかという違いがある」、「バッグ前面の縦約3センチメートルの長方形タグの有無」、「ハンドルと本体との取付部の約4センチメートル四方の縫い目の形状及び丸型補強鉤の有無」という相違点を指摘した上で、「先行する同種商品との比較のもと原告商品1固有の形態といえる部分が限られている中で、商品全体の形態に対する需要者の印象に影響する

次ページへ続く ▼

相違点がある」、「原告商品1固有の形態といえる部分が限られている中で、相違点として軽視することはできない」などとして、原告商品1と被告商品1の形態の実質的同一性を否定しました。本判決は、地裁段階の判断ではあるものの、商品形態の実質的同一性の要件について考える上で参考となると考え、ご紹介する次第です。

一般に、プロダクトデザイン保護のための手段として、不正競争防止法の形態模倣行為の条文を活用することが紹介されることがあります。それ自体は間違いではありませんが、商品形態の実質的同一性(不正競争防止法2条5項)は容易には認められません。また、「模倣」に該当するためには依拠性(当該他人の商品形態を知り、これを形態が同一であるか実質的に同一といえる程に酷似した形態の商品と客観的に評価される形態の商品を作り出すことを認識して

いること)が必要とされています(同法同条同項)。さらに、日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品については、形態模倣の不正競争とはなりません(同法19条1項6号イ)。プロダクトデザイン保護の戦略を検討するにあたっては、このようなことも考慮に入れて、意匠法上の保護を受けられるように、意匠登録出願をしておくことが適切な場合もあります。

逆に、他社の権利を侵害することを予防する観点からは、他社の意匠登録がないときであっても、形態の模倣が不正競争となる場合もあることには注意が必要です。

商品形態の実質的同一性の判断について他の例もお知りになりたい方は、本判決のうち、本稿ではご紹介できなかった財布(原告商品2と被告商品2)の形態の実質的同一性についての判断部分もご確認ください。

【原告商品1】

【前面】



【後面】



【内部】



【底】



【側面】



【前面】



【後面】



【内部】



【側面】



【側面】


[目次へ戻る](#)


本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによらずに必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

事務所NEWS

当事務所の弁護士が、Chambers Global 2026 Intellectual Property: Domesticにおいて、高い評価を得ました

Chambers Global 2026 Intellectual Property: Domesticにおいて、当事務所の弁護士及び知的財産部門が
高い評価を得ました。詳細はChambersのウェブサイトに掲載されております。



Oh-Ebashi LPC & Partners

Intellectual Property:
Domestic : Band 3



Takamitsu Shigetomi

Intellectual Property :
Domestic : Band 2 重富 貴光

[Chambers&Partnersのウェブサイトはこちらからご覧いただけます。](#)



執筆情報のご案内

「特許権・実用新案権と表示規制に関する一整理」

執筆者 松本 健男

書籍名 月刊特許Vol.79No.2

出版日 2026年2月10日

出版社等 日本弁理士会

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを提供するものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターの内容に依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。